かいじあむティーチャーズクラブ設置要綱

第１条（目　的）山梨県立博物館では、学校の教育課程の中で博物館を有効に活用するため，　　教職員による研究・研修を行う『かいじあむティーチャーズクラブ』（以下，クラブと呼ぶ）を置く。

第２条（会　員）県内の学校（小中高特）ならびに教育機関に所属する教職員は、クラブの会員になることができる。（別添申込書）

第３条（活　動）クラブ会員は博物館を活用した学習・活動に関する情報を得て、教育実践に　　生かす取り組みをする。取り組みは個人でもグループでも行える。

第４条（会　費）クラブの会費（入会費・年会費とも）は無料とする。

第５条（事務局）クラブの事務局は博物館におき、その事務を企画交流課が担当する。

第６条（研究・研修への支援）会員に研究や実践を効果的に進めてもらうために，以下のような支援を行う。

1. 博物館の展示や資料を授業で活用する際の助言･支援
2. ミュージアムキットなどの優先使用
3. 常設展示･企画展示観覧料の免除
4. 博物館を利用した会員は、当該年度における当館主催の研修会への参加
5. 博物館を利用した会員は、利用年度に博物館の展示物や資料を活用した研修成果（授業略案）を2月末日までに提出

附則

この要綱は平成18年7月28日から施行する。

平成22年2月25日一部改定

平成24年6月 7日一部改定

令和5年12月14日一部改訂